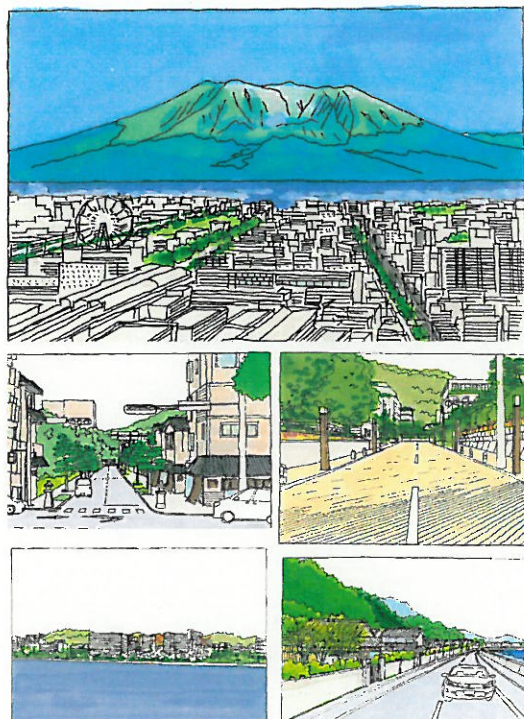


鹿児島市景観計画

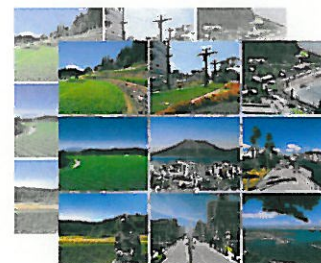
鹿児島らしい景観

～錦江湾に浮かぶ桜島、薩摩の歴史を感じるまちなみ～

鹿児島の風土や歴史に培われた地域資源が醸し出す景観づくりを目指して



鹿児島市景観計画



Landscape Plan landscape administrative organization Kagoshima City

株式会社アーバンデザインコンサルタント

2. 市民意向の把握（かごしま市景観づくり会議の結果）

地域の景観特性にふさわしいルールを市民とともに作るために開催された「かごしま市景観づくり会議」について整理する。

<景観づくり会議の目的と成果>

①景観づくり会議の目的

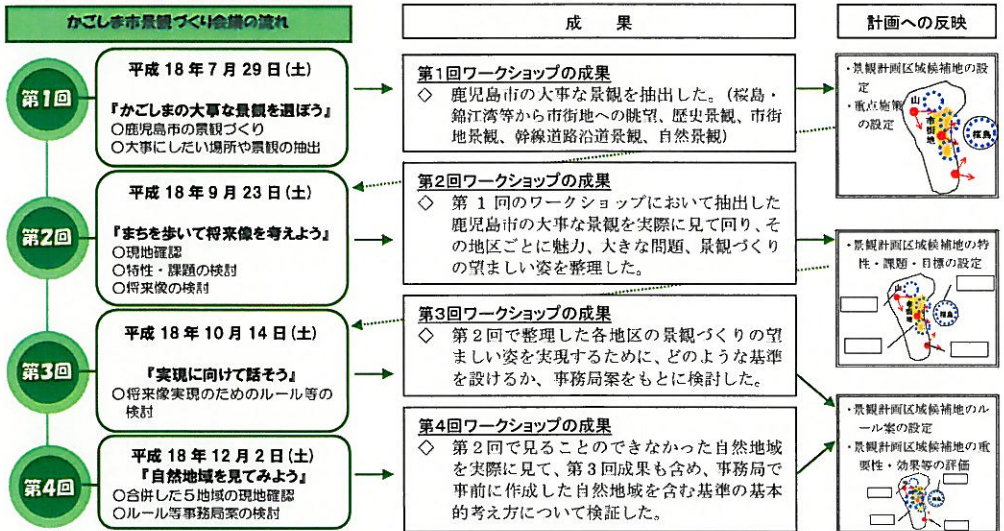
鹿児島市全体を視野に入れて景観計画区域等の指定方針を検討するにあたり、市民との合意形成を重ね、検討することを目的とした。



②求められる成果

- 景観計画区域（重点地区）候補地の抽出
- 各候補地についての特性と課題の整理
- 各候補地についての将来像の設定
- 各候補地についての将来像実現のためのルール案の設定
- 景観計画区域候補地の設定

ワークショップの取り組み内容とこれまでの成果、計画への反映



鹿児島市の大事な景観

■桜島への眺望

- (錦江湾、市街地と合わせた眺望)
- 城山→
 - 長崎美術館→
 - 多賀山→
 - 港→
 - 城→
 - 市街地（建物の間から見る）→
 - 海上（フェリー）→
 - 岸上緑化とその市街地の緑
 - 寺山（吉野）→
 - 吉野公園→
 - その他丘陵地（坂元など）→
 - 鴨ヶ水（吉野）→
 - 海岸に面する道→
 - 甲斐川（武之橋）→
 - 国道 225 号→
 - 市川植物公園→

■歴史景観（城山の西側）

- 歴史と文化の道
- 城山跡跡
- 城山
- 城山跡
- 沿道・ウォーターフロントの石畳
- 歴史を語る道・水路

■市街地景観

- 広告物、色、異質化などスッキリさせたい
- 市街地から見える緑（斜面緑地）
- 並木道（みねと大通り、ナポリ通り、甲斐川、大寺通り、桜の道、西郷通り）
- 市電の車窓（鹿児島駅前～天文館）
- 中央駅～中心市街地（天文館～港）

■幹線道路の沿道景観

- 国道 10 号沿道（ダイナミックな自然）
- 市内→市街地の緑化道路

■自然景観

- 桜島本体（岩の壁）
- 氷辺、岩辺
- 甲斐川沿い
- 田園（せせらぎ、田舎を感じる）
- 牟礼町の風景（桜、建物、緑など）を生かした景観が保たれるため、景観や緑化、景観の形成された景観（西、西等）
- 郊外の自然を結ぶ住宅地の景観

■桜島・錦江湾等から市街地への眺望

- 錦江湾→
- 城山→
- 多賀山→
- 海上（フェリー）→
- トッピー→
- 景観景観（錦江湾＞平地＞台地＞山並み）

大事な景観の魅力・問題点

1階 ルート① 丘陵地からの眺望景観地区

- <魅力>
- 1 丘陵地から見た市街地・桜島への眺望
 - 2 緑豊かな景観
 - 3 パノラマに広がる地勢

<大きな課題>

- 1 緑に乏しい市街地
- 2 眺望を阻害する建築物
- 3 野放し状態の私有地

<景観づくりの望ましい姿>

- ・緑や白壁を基にしたまちづくり
- ・計画の建築規制による景観づくり
- ・風光明媚な景観を創出する景観づくり

2階 ルート② 歴史と文化の道地区

- <魅力>
- 1 史跡が豊富にある
 - 2 歴史的な建築物（石造り）
 - 3 緑が豊か（白壁の緑と桜島）

<大きな課題>

- 1 史跡が失われつつある
- 2 緑の少ない地帯
- 3 まちになりにくい

<景観づくりの望ましい姿>

- ・白壁や黒瓦が美しい景観
- ・史跡を生かした景観

4階 ルート③ 市・上町地区

- <魅力>
- 1 歴史的な建築物、上町の風物
 - 2 石畳に広がる景観
 - 3 歴史文化のある公園

<大きな課題>

- 1 景観、マンション、高層ビル
- 2 景観の景観性がない（統一性）

<景観づくりの望ましい姿>

- ・景観の景観性を生かした景観（桜、建物、緑など）を生かした景観が保たれるため、景観や緑化、景観の形成された景観（西、西等）

5階 ルート④ 桜島及びウォーターフロント地区

- <魅力>
- 1 美しい、青い空と海
 - 2 景観の景観、景観が良い

<大きな課題>

- 1 景観の景観性がない（統一性）
- 2 景観の景観性がない（統一性）

<景観づくりの望ましい姿>

- ・景観の景観性を生かした景観（桜、建物、緑など）を生かした景観が保たれるため、景観や緑化、景観の形成された景観（西、西等）

大事な景観の景観形成基準の基本的考え方



3. 景観形成の取り組み戦略

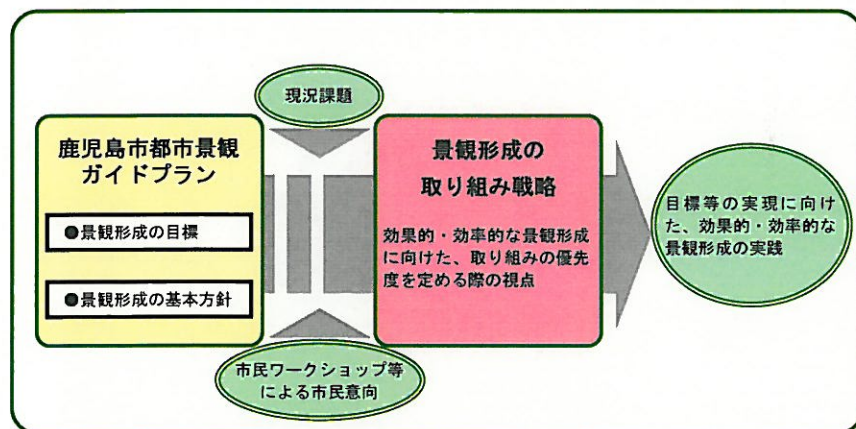
鹿児島市都市景観ガイドプランでは、全市の景観形成の目標・基本方針を設定している。

この目標等の実現のためには、景観計画をはじめとした条例等による規制誘導等、電線地中化、河川整備等の景観整備、市民の景観形成に対する意識啓発、助成等の支援策等、様々な景観関連施策を効果的かつ効率的に推進していく必要がある。

ここでいう効果的、効率的な景観形成とは、目標像実現を見ずえた長期的・全体的な展開に立ちつつ、現在顕在化している大きな問題、及び潜在化している重要な課題を効果的に解決し、かつ市民意向に沿った（市民の考える「鹿児島らしさ」、重要な景観の保全、活用・改善など）景観施策の優先的かつ重点的な取り組みと考える。

その際、総花的な「鹿児島市都市景観ガイドプラン」の目標、基本方針、施策例に優先度をつけるための視点が必要となる。そこで、現況課題や市民ワークショップによる市民意向をもとに、目標等実現のための景観関連施策の効果的かつ効率的な推進に向けた施策の優先度を定める際の視点として、「景観形成の取り組みの戦略」を設定した。

□「景観形成の取り組み戦略」の位置づけ



□「景観形成の取り組み戦略」の概要

1『美火山“桜島”』眺望景観づくり！

①鹿児島島のシンボル“桜島・錦江湾”への眺望を守る

そこで、建築物等の高さの規制、屋上緑化、色彩誘導等により、主要な視点場から桜島・錦江湾を望む眺望を守り、より魅力的な景観へと育てていく。

2『鹿児島らしい』景観づくり！

①“鹿児島らしさ”を醸成する“雄大な骨格景観”を守り育てる

全市域を対象とした景観計画の策定により景観施策の実効性を高め、街並み景観の全市的な底上げを図るとともに、斜面緑地や甲突川等の“鹿児島らしさ”を醸成する“雄大な骨格景観”を守り、育てていく。

②鹿児島を象徴する“維新のまちの景観”を守り育てる

景観法の活用により歴史景観の保全を図るとともに、歴史性を活かした整備を推進し、鹿児島を象徴する“維新のまちの景観”を守り、育てていく。

③“鹿児島らしさ”の底力となる風土・文化が育む“身近な景観”を発掘し育てる

身近な生活・文化景観を再認識・情報共有し、市民一人ひとりが意識的に景観づくりに取り組むことにより、“鹿児島らしさ”の底力となる風土・文化が育む“身近な景観”を発掘し、育てていく。

3『パートナーシップ』景観づくり！

①市民主体による景観づくり

景観条例制定及び景観計画策定に向けた「かごしま市景観づくり会議」の開催、景観シンポジウム・講演会等の開催、景観資源データマップ、啓発パンフレットの作成・配布等により、市民一人ひとりの景観に対する知識、自ら景観づくりを実践するという意識を醸成し、景観づくりリーダー等の育成により、市民主体による自律的な景観づくりを促していく。

4『かごしま“史と景のまち”』景観PR！

①観光振興につながる効果的な景観PR戦略を進める

「鹿児島市観光未来戦略」との連携を図りつつ、効果的なPRプロモーション“鹿児島ストーリー”を展開するとともに、ストーリー性のある歩行者空間ネットワークの形成、主要な車窓景観の保全・改善等により、観光振興につながる効果的な景観PR戦略を進める。

4. 鹿児島らしさを創出する景観誘導

＜定量的基準による客観的な誘導＞

城山展望台などからの錦江湾に浮かぶ桜島への眺望、磯地区の歴史景観、斜面緑地を背景とした、錦江湾・桜島からみて市街地景観に代表される、鹿児島らしい景観、「～錦江湾に浮かぶ桜島、薩摩の歴史を感じるまちなみ～鹿児島島の風土や歴史に培われた地域資源が醸し出す景観」を形成するために、ゾーン区分毎に景観形成基準を設定し、地域特性にあった緩やかな景観誘導を行うこととした。さらに、景観形成上影響の大きい、高さ色彩については、定量的な基準を設定し、客観的な誘導が可能とすることで、鹿児島らしい景観の保全・形成を図ることとした。

□景観形成基準を適用するゾーン区分



□建築物・工作物の景観形成基準

項目	桜島ゾーン（桜島・桜島支所管内）	市街地ゾーン・台地ゾーン（市街地・台地内）	自然緑地ゾーン（その他の区域）
高さ	・周辺の自然環境と調和し、ほとまりのある高さとなるように配慮する。	・周辺のまちなみから突出しない高さとなるように配慮する。 ・商業となる山並みの緑地や斜面緑地を分らない高さとする。	・周辺の自然環境や田舎農村と調和し、ほとまりのある高さとなるように配慮する。 ・商業となる山並みの緑地を分らない高さとする。 ・用途地域の指定のある区域においては、周辺のまちなみから突出しない高さとなるように配慮する。
形態・意匠	・周辺の自然環境と調和し、ほとまりのある形態・意匠、素材とする。	・城山展望台など市が指定した視点からの眺望確保範囲においては、建築物等の高さは基準線を越えないものとする。ただし、次に該当するものは、この限りではない。 ○市街地景観協議会の意見を聞き、眺望を阻害しないとするもの ・崖線や眺望上から見える地域においては、市街地への眺望や斜面緑地を阻害、分らない高さとする。	・周辺の自然環境や田舎農村と調和し、ほとまりのある形態・意匠、素材とする。 ・用途地域の指定のある区域においては、周辺のまちなみと調和し、ほとまりのある形態・意匠、素材とする。
壁面	・通りに面する壁面は、道路境界からの後退や接道部への幅員等によりおりのある空間の創出に努め、分範の境合いを工夫することにより圧迫感・威圧感を与えないようにする。		
屋外設備	・屋外階段は、建築物本体と調和を促すよう工夫する。 ・室外機や高圧水等の設備設置は、道路など公共の場から見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、色や形状に配慮する。 ・配管やダクト等は、道路など公共の場から見える壁面に露出しないよう配慮する。やむを得ず露出する場合は、壁面と同一の色調とするなど目立たないようにする。		
色彩（壁面、屋上）	・マンセル値により色相0R～5Yは彩度4以下とする。（露出対象工作物のうち屋外広告物にあたるものは、屋外広告物条例の基準を適用する。） ただし、次に該当するものは、この限りではない。 ① アクリル系塗料として塗られる部分（各層の前面彩色面又は屋頂面の水平彩色面積の5分の1まで） ② 表面に着色していない窓枠、木材、二重ガラス等の素材未塗装部分 ③ 航空法その他の法令に基づき設置するもの ④ 市長が景観審議会の意見を聞き、次に該当すると認めるもの ※特約デザイン（色彩を含む）でランドマークとなる建築物があり、良好な景観を形成するもの ※新設等で新しい色調、景観を醸し出すものなど	・本計画の色彩基準は、日本工業規格（JIS）の Z8721 に定める色相、明度及び彩度の三属性による色の表示方法（マンセル色系）を採用する。	
外観	・駐留車、駐留車、ごみ集積所等は、公共の場から見える限り見えないように設置する。やむを得ず設置する場合は、建築物と同様の形態・意匠、素材による統一や周囲の緑化等を行う。		
緑化	・公共の場から見える場所、特に道路など公共の場に接する場所ではできる限り緑化に努める。		
夜間の特定照明	・周辺住民の生活環境への影響を考慮したものとす。 ・回転灯やサーチライト等の光の量が多く、動きのあるものはできる限り使用しない。		

＜鹿児島らしさを代表する眺望景観の保全＞

景観形成基準の中でも、鹿児島らしさを代表する桜島へ眺望、桜島・錦江湾からの眺望を保全するため、高さの最高限度を定めた。

□眺望確保範囲と建築物等の高さの限度

第3章 良好な景観形成のための行為の制限（届出対象行為、景観形成基準）

■ 眺望確保範囲における景観形成基準など

① 桜島への眺望確保

城山展望台から錦江湾に浮かぶ桜島への眺望は、自然と市街地が一体となった雄大な眺望景観であり、歴史的・文化的価値をもった景観です。市民のふるさと意識を育むとともに、観光客にも親しまれている、鹿児島らしい景観を代表するものです。この景観を保全し、これからの世代に引き継いでいくことは、本市の景観施策の最重要課題であることから、城山展望台を視点場とした桜島への眺望を確保します。

◆ 視点場 城山展望台の国旗掲揚台前（北緯31° 35' 34" 48" 経緯130° 33' 0" 1832、標高105m）

◆ 眺望確保範囲

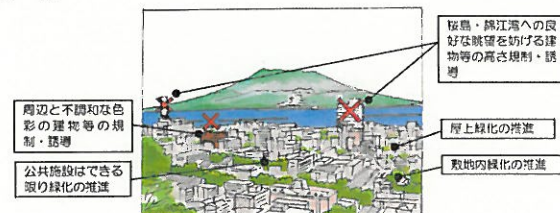
城山展望台から桜島を眺望したときに、桜島の裾野をすべて含んだ眺望を確保するため、眺望確保範囲の両端を北端は祇園之洲町東南の角付近の地点（北緯31° 35' 11" 7625、東経130° 34' 20" 48929、南端は鹿児島新港の北側の灯台付近の地点（北緯31° 35' 35" 0" 6314、東経130° 34' 14" 7007）とします。（P33 図1、P35 図3を参照）

◆ 景観形成の基本方針

「鹿児島島のシンボル錦江湾に浮かぶ桜島への眺望に配慮した景観づくり」

- 城山の豊かな自然の保全、市街地内の緑の創出
- 建築物の高さ規制による錦江湾に浮かぶ桜島への眺望の保全

【イメージ】



◆ 景観形成基準

- ・眺望確保範囲においては、建築物等の高さは基準線を越えないものとする。ただし、市長が景観審議会の意見を聞き、眺望を阻害しないとするものは、この限りではない。
- ・眺望確保範囲においては、できる限り屋上緑化や敷地内緑化に努める。

□眺望確保範囲と建築物等の高さの限度

(圖 1)



眺望望保科町における建築物、工作物の設置の高さは、できる限り現在見えている錦江港を遮らないこととします。やむを得ない場合でも、基線高（「城山展望台の観点處から水平方向2.400mの地点における標高5mの点」と「城山展望台の観点處」を結ぶ直線）を越えないこととします。（P36図4参照）

※ 市民が景観審議会の意見を聞き、郵便を拒害しないと認めるものは、この限りではありません。

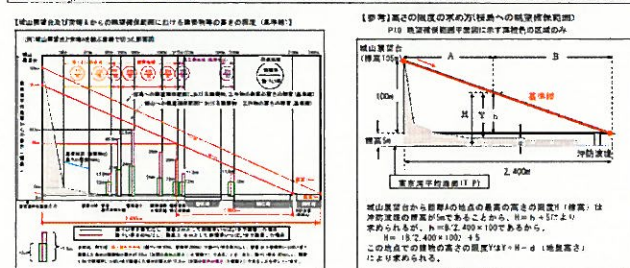
(圖 2)



晴東建設監理における建築物、工作物の高さは、できる限り現在売っている緑地を渡らないこととします。やむを得ない場合は基本基準（「中野街道の突端」から水平方向1,000mの地点における標高45mの点）を通る城山までの直線）を越えないこととします。（P36 図4参照）

建築物の高さに算入される高さとは、基礎の斜面傾斜の峻険を越えない高さとなります。

※市が景観政策の趣意を踏まえ、眺望を阻害しないとする場合は、この限りではありません。



また、範囲内の建ぺい率、容積率から、建設可能な建築物の高さをシミュレーションしながら、運用面での客観性を高めるために、図や考え方、高さの算出式を示すなど、市民にもわかりやすいよう配慮をした。